

クレピコ QR コード決済サービス加入規約

第 1 条（定義）

1. 「本サービス」とは、クレピコ事業者（以下に定義します）が加盟店（以下に定義します）に対し、加盟店と QR コード決済ブランド事業者（以下に定義します）との間で販売等に関する情報をオンラインによって接続するサービスをい、次のものからなります。

(1) QR コード決済取引照会サービス：QR コード決済ブランド事業者発行のスマートフォン上のアプリケーションに表示される QR もしくはバーコードを使用した販売に係る情報を、QR コード決済ブランド事業者にオンラインにより接続するサービス

(2) 運用付随サービス：通信料明細情報の送付など、本項(1)に記載するサービスに付随するサービス

2. 「クレピコ事業者」とは、セイコーソリューションズ株式会社をいいます。

3. 「加盟店」とは、カード会社または金融機関等の QR コード決済アクワイアラ（以下に定義します）と加盟店契約を締結している事業者で、本サービスの提供の申込を行う者をいいます。

4. 「本クレピコ端末」とは、クレピコ事業者、カード会社または金融機関等が、加盟店に、加盟店との間で締結した設置使用契約に基づき設置するクレピコ端末をいいます。

5. 「QR コード決済ブランド事業者」とは、QR コード決済ブランド事業者発行のスマートフォン上のアプリケーションに表示される QR もしくはバーコードを使用した決済サービスの提供している事業者をいいます。

6. 「QR コード決済アクワイアラ」とは、カード会社または金融機関等が加盟店と加盟店契約を締結し、QR コード決済ブランド事業者発行のスマートフォン上のアプリケーションに表示される QR もしくはバーコードを使用した決済サービスの提供する事業者をいいます。

7. 「通信提供事業者」とは、本サービスで使用する無線通信サービスまたは公衆回線サービスを提供する電気通信事業者をいいます。

第 2 条（総則）

1. 加盟店が、クレピコ端末の設置をカード会社または金融機関等に申し込んだことよって、加盟店はクレピコ事業者に対し、本サービス及びクレピコ端末の標準保守サービスの利用を申し込んだものとみなします。加盟店は、本規約の定めに従うことを承認し、これを遵守するものとします。

2. クレピコ事業者は加盟店に対し、前項を条件に、本サービスを提供します。

3. 本規約のほか、クレピコ端末の保守サービスについては、「クレピコ端末保守サービス規約」が適用されます。

第 3 条（クレピコ端末の設置）

1. 加盟店は、本サービスを利用するために本クレピコ端末を設置する義務を負います。技術の進歩あるいは、将来の経済状況等の変化によってクレピコ端末の変更が必要になった場合、加盟店は、これに無条件で同意するものとします。加盟店は、本クレピコ端末及び付属器具その他の電氣的設備を正常に稼働せしめる管理責任を負担するものとします。

2. クレピコ事業者は、本クレピコ端末に異常がある場合、その他サービスの円滑な利用に支障がある場合において必要があると認められるときは、加盟店に点検拒否の正当な理由がある場合を除いて、本クレピコ端末及び利用環境が技術的事項に適合しているかどうか、点検を行う（通信提供事業者に点検させることを含みます）ことがあります。当該点検を行った結果、是正が必要な事項が発見されたときは、加盟店は加盟店の費用負担で必要な是正をしなければなりません。

第 4 条（クレピコ端末の回収）

1. 当社は、加盟店と当社又は利用金融機関等との間において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、加盟店の承諾なしに、いつでもクレピコ端末を回収することができるものとします。

(1) 加盟店が、本規約上の義務を怠り又は本規約に違反した場合

(2) 加盟店の信用状態が著しく悪化した場合またはそのおそれがあると認められる相当の事由があると当社が認めた場合

(3) 加盟店が、クレピコ端末を貸与もしくは譲渡した場合、クレピコ事業者所有の電話端末の権利を侵害した場合、又はこれらをしようとした場合

(4) 加盟店と当社とが締結している契約が解除又は解約された場合

(5) その他、当社がクレピコ端末の設置を不適当と認めた場合

2. 加盟店は、3 か月前までに、その旨を文書で当社に申し出ることにより、クレピコ端末を返却することができるものとします。

第 5 条（クレピコ端末の回収方法）

加盟店が、クレピコ端末の使用を止めるときは、クレピコ事業者の指示に従い送付するものとし、加盟店独自で廃棄しないものとします。この送付費用は、加盟店が負担するものとします。

第 6 条（本サービスの料金の支払い）

加盟店は、別途クレピコ事業者が定める本サービスの料金を、クレピコ事業者が別に定める期日に、クレピコ事業者が定める方法により支払うものとします。

第 7 条（本サービスの提供時間と休止）

1. 本サービスの提供時間は、原則として次のとおりとします。

(1) QR コード決済取引照会サービス：24 時間通年

(2) 運用付随サービス：別途クレピコ事業者が定める日時

2. 前項の定めにかかわらず、クレピコ事業者のやむを得ない事情（次の場合を含みますが、これらに限られません。）により本サービスを休止する必要が生じた場合は、加盟店に事前に、休止期間を通知した上で休止できるといたします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(1) クレピコ事業者運用のセンター設備・データ通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき

(2) 本サービスに係る通信サービスを通信提供事業者が中止したとき

第 8 条（障害時の処理及び補償）

1. 加盟店は、本サービス利用の際、次の各号に該当した場合は、本サービスの利用を中止するものとします。

(1) 本クレピコ端末が故障した場合（決済終了後にデータが保持されている場合も含みます）

(2) 無線電話サービスの通信圏外または通信状態が不良で本クレピコ端末の利用ができない場合

(3) クレピコ事業者が運用する情報処理センターが休止した場合または障害が発生した場合

(4) QR コード決済事業者の決済センター、カード会社または金融機関等の決済センターもしくは QR コード決済事業者のゲートウェイセンターが休止した場合または障害が発生した場合

(5) QR もしくはバーコードの読み取りが出来ず、本クレピコ端末が使用できない場合

(6) 通信提供事業者のシステムまたはネットワークに障害が発生した場合

(7) 通信異常等により通信エラーを繰り返した場合

2. 本サービスを提供すべき場合において、クレピコ事業者の責めに帰すべき事由に起因する前項第 3 号に定める休止あるいは障害により加盟店が被った損害について、クレピコ事業者は、次項に定める補償を行います。ただし、当該補償は、当該休止あるいは障害が生じたことをクレピコ事業者が知った時刻から当該休止あるいは障害が 24 時間を超え継続した場合のみとし、その他の場合も含めて、クレピコ事業者は本クレピコ端末に残っている決済データも含め、補償を行います。

3. 前項により、クレピコ事業者が当該加盟店に補償を行う場合の金額は、当該加盟店に適用されている本サービスの料金体系に応じて次の 1 号または 2 号のいずれかの金額に、次の 3 号の金額を合算した金額とします。

(1) 月額の場合：（月額を当該月の日数で日割りした金額）×日数

(2) 日額の場合：日額×日数

(3) 使用量に基づき算出される料金：

（当該月の前月における 1 日平均の使用量（把握が困難な場合には、クレピコ事業者が別に定める方法により算出した使用量））×日数 に基づき算出。＊当該月に適用される料金表を適用

※当該月、本サービスを利用できないことをクレピコ事業者が知った日が属する月

※日数：本条 1 項第 3 号に定める休止あるいは障害により本サービスが利用できなかった日数とします。クレピコ事業者が当該休止あるいは障害の発生を知った時刻から連続した 24 時間を 1 日と換算します。

4. 前項の補償金額の算出にあたり、端数が生じる場合には、クレピコ事業者の判断により端数処理を行うものとします。

5. 通信提供事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスを提供できず、加盟店に損害が発生した場合は、クレピコ事業者は、補償の責を負わないものとします。

6. 天災、事変その他不可抗力により、本サービスを提供できなかった場合

または、QR コード決済事業者の決済センター、カード会社または金融機関等の決済センターもしくは QR コード決済事業者のゲートウェイセンターの事由により本サービスの提供ができなかった場合、クレピコ事業者は、一切その責を負わないものとします。

第 9 条（サービス提供停止と禁止事項）

1. クレピコ事業者は、加盟店が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することができます。なお、第 1 号に該当するときは、料金その他の金銭（本規約により支払いを要することとなった本サービスの料金、加盟店に係る消費税相当額または割増金等料金の金銭）をいいます。以下同じとします。①が支払われた後も、停止するものとします。本サービスの利用再開にあたっては、加盟店はクレピコ事業者が別途定める再登録に関わる費用を負担するものとします。

(1) 料金その他の金銭について、支払期日を経過してもなお支払いがないとき

(2) 本規約に定める加盟店の義務事項に違反したとき

(3) クレピコ事業者に無断で、本クレピコ端末にクレピコ事業者以外の事業者が設置する設備・機器を接続したとき

(4) 第 3 条の規定に違反して、クレピコ事業者または通信提供事業者の点検を受けることを拒んだとき、またはその点検の結果、是正が必要な事項が認められ、加盟店が当該事項は是正を行わなかったとき

2. 加盟店は、次のことに遵守するものとします。

(1) 届け出ている本クレピコ端末の主たる管理拠点を事前の届け出なく移動したり、本クレピコ端末を改造し、分解し、もしくは損壊し、また

は本クレピコ端末に線条その他の導体を連絡したりしないこと

(2) クレピコ事業者が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、本クレピコ端末に他の機械、付加物品等を取り付けないこと

(3) 本クレピコ端末を善良な管理者の注意をもって保管すること

3. 本クレピコ端末を紛失あるいは盗難にあった場合もしくはその恐れのある場合は、加盟店はただちにクレピコ事業者にその旨届出するものとします。クレピコ事業者は、届出により速やかに当該クレピコ端末への QR コード決済サービスを停止するものとします。加盟店は、届出の後、紛失・盗難の事実が確認された時点において、当該クレピコ端末の本サービスの加入契約の解約手続きをとることとします。当該クレピコ端末に係る本サービスの料金は、紛失・盗難の届出があった後も、解約手続きがとられるまで課金されるものとします。

第 10 条（本規約の改定及び承認）

1. クレピコ事業者は、本規約をいつでも改定することができるものとします。

2. クレピコ事業者は、本規約を改定する場合には、改定した新規約を加盟店に送付するものとし、加盟店がその送付を受けた後において、本サービスを異議なく利用した場合には、加盟店は、新規約内容を承認したものとみなします。

第 11 条（遅延損害金）

加盟店は、料金その他の金銭（遅延利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日前日までの日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金としてクレピコ事業者が定める期日までにクレピコ事業者に支払うものとして、またクレピコ事業者から加盟店に対するの督促及び相当の期間をおいてもなお支払いが行われなかった場合は、クレピコ事業者は、本規約に基づく加盟店とクレピコ事業者間の本サービスに関する契約を解除し事前の予告無しに次の手立てをとることができるものとします。

(1) クレピコ端末の利用停止処置の実施

(2) クレピコ事業者保有の加盟店に対する売掛債権の第三者への転売

第 12 条（加入契約の解除）

1. クレピコ事業者は、加盟店が次の各号のいずれかに該当または該当しているときみなされる時は何等の事前の催告・通知無しで、本規約に基づく加盟店とクレピコ事業者間の本サービスの解除ができるものとします。

(1) 加盟店が、本規約上の義務を怠りまたは本規約に違反した場合

(2) 加盟店の信用状態が著しく悪化した場合またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとクレピコ事業者、カード会社または金融機関等が認めた場合

(3) 加盟店が本クレピコ端末を導入する際に契約した、加盟店とカード会社または金融機関等との契約が解除または解約された場合

(4) その他、クレピコ事業者が加盟店への本クレピコ端末の提供及び本サービスの提供を不適当と認めた場合

2. 加盟店が本規約に基づく加盟店とクレピコ事業者間の本サービスに関する契約を解除しようとするときは、そのことを解約日までに書面によりクレピコ事業者に通知するものとします。ただし、クレピコ事業者が当該通知を受け取るまで、加盟店は、第 5 条に定める費用を負担するものとします。

第 13 条（協議事項）

加盟店とクレピコ事業者との間で、本規約に定めのない事項が生じた場合は、加盟店及びクレピコ事業者で協議の上、解決するものとします。

第 14 条（権利義務の譲渡禁止）

加盟店は、クレピコ事業者の事前の書面による承諾を得ることなく、本規約に基づく権利または本規約上の地位の全部または一部を、第三者に譲渡し、担保に供しもしくはその他の提供をしてはならず、また、本規約に基づく義務の全部または一部を第三者に譲渡または履行させてはなりません。

第 15 条（反社会的勢力との取引排除）

1. 加盟店及びクレピコ事業者は、次の各号の一に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者（暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者・団体をいう）、総会屋、その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）であること

(2) 反社会的勢力が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 反社会的勢力を利用してると認められる関係を有すること

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜供与等の関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 加盟店またはクレピコ事業者は、相手方が前項各号または次の各号の一に該当した場合、催告することなく、直ちに、加盟店とクレピコ事業者との間の契約の全部または一部を解除することができるものとします。

(1) 自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為、脅迫的言動をした場合

(2) 自らまたは第三者を利用して、名誉・信用を毀損し、若しくは毀損するおそれのある行為、または業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為をした場合

(3) 自らまたは第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合

(4) 自らの契約の履行のために契約する者（以下「委託先」という）が前項各号または前三号の一に該当することが判明し、当該委託先との契約の解除若しくは契約解除のための措置を求められたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒む場合

3. 加盟店及びクレピコ事業者は、前二項各号に違反する事実が判明した場合に、相手方に直ちに通知するものとします。

4. 加盟店またはクレピコ事業者は、本条の規定に基づき、加盟店とクレピコ事業者との間の契約を解除した場合、相手方に対する一切の損害賠償義務を負担せず、また、自らの被った損害を相手方に賠償請求することができるものとします。

第 16 条（個人情報の取扱いに関する事項）

1. 加盟店は、加盟店の個人情報の取扱いについて、次の各項に定める事項（以下、本事項といたします）を確認のうえ同意します。

(1) クレピコ事業者は、本サービスを加盟店に提供するにあたり、以下の個人情報を取り扱います。

①名称、氏名、住所、電話番号、所属など申込書等に記入された事項及びクレピコ事業者のサービス開始後にお届けいただいた上記事項に関する変更事項

(2) クレピコ事業者は郵送・電話等の方法により、次の目的のために、加盟店の個人情報を、保護措置を講じた上で利用します。

①本サービスの提供、費用請求等

②本クレピコ端末の保守サービスの提供、費用請求等の案内、その他修理に関する問い合わせへの対応等

③受注した消耗品の納入、費用請求等

(3) クレピコ事業者は、クレピコ事業者が本サービス及び本クレピコ端末の保守サービスに関する業務の処理を委託した第三者にその委託業務に必要な範囲内で加盟店の個人情報を個人情報の取扱いに関する契約など保護措置を講じた上で預託します。

2. 前項の規定は、加盟店が本事項に同意することを強制するものではありません。ただし、加盟店が本事項に同意せず、本サービスの加入申込に必要な記載事項の記載を希望しない場合、クレピコ事業者は、申込をお断りする場合があります。

3. 加盟店は、クレピコ事業者に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果、内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、クレピコ事業者は、速やかに訂正または削除に応じます。

第 17 条（問い合わせ窓口）

加盟店がクレピコ事業者に対して、次の各号に定める申し出、問い合わせまたは相談を行う場合は、下記のヘルプデスクまで連絡するものとします。

(1) 本サービスに関する案内の中止の申し出

(2) 個人情報の開示・訂正・削除等の加盟店の個人情報に関する問い合わせ・相談

(3) 本規約についての問い合わせ・相談

(連絡先)

セイコーソリューションズ株式会社 クレピコ・ヘルプデスク
〒261-8507 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-8
電話番号：0120-989-905
FAX：043-211-1673

尚、QR コード決済自体に関する問い合わせは QR コード決済アクワイアラに問わせて下さい。

第 18 条（無線電話サービスの終了）

通信提供事業者の都合により、通信提供事業者が提供する通信サービスが終了した場合は、本サービスは終了となります。本サービス終了にとまぬい加盟店に何らかの損害が生じてても、クレピコ事業者は、一切その責を負わないものとします。

第 19 条（合意管轄）

本規約に關し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

※QR コードは(株)デンソーウェアの登録商標です。